

政令第二百六十五号

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年一月三十一日とする。